生食輸発0601第1号 平成29年6月1日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 監視安全課輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (中国産レイシ (ライチ) の4-クロルフェノキシ酢酸)

標記については、平成29年3月31日付け生食輸発0331第1号(最終改正:平成29年5月29日付け生食輸発0529第1号)にて通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、中国産生鮮レイシ(ライチ)から基準値を 超える4-クロルフェノキシ酢酸を検出したことから、同通知の別添1中、

Ε,							
1	対象国	製品検査の	条件	検査の項	試験品採	検査の方法	検査を受けることを
	・地域	対象食品等		目	取の方法		命ずる具体的理由
	中国	レイシ(ライ		4-クロル	別表1の	平成17年1月24日付け	基準値(0.02ppm)
		チ)及びその		フェノキシ	3による	食安発第0124001号「食	を超える4-クロル
		加工品(簡易		酢酸	こと。	品に残留する農薬、飼	フェノキシ酢酸が検
		な加工に限				料添加物又は動物用医	出されるおそれがあ
		る。)				薬品の成分である物質	るため。
						の試験法について」に	
						よること。	
						_	

を追加するので、御了知の上、関係事業者への周知方よろしくお願いします。